

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野欣彌 様

平成30年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施した。

その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

幹部会議その他重要な会議に出席するほか、業務運営等について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から平成30年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 監査の結果

(1) 平成30年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

(2) 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和元年5月29日

地方公共団体金融機構

監事 大内秀彦印

監事 大森正明印